

発議案第3号

中東・ガザ地区における戦闘の即時停戦と人道支援に 日本政府が積極的役割を果たすよう求める意見書（案）

中東のパレスチナ・ガザ地区をめぐる戦闘が激化してきており、無数の市民の命が奪われている。この戦闘をさらに拡大させることになれば、中東の抱える諸問題の平和的解決が困難となり、世界全体の平和を脅かす事態を招きかねない。

日本は戦後、パレスチナ問題に関しては中東の人々の声に耳を傾けて欧米とは一線を画した独自外交を展開してきた実績があり、中東との相互理解・友好を深める交流は、市民レベルでも豊かに展開されてきた。

このような蓄積・経験を今こそ生かし、人道的悲劇の回避と平和の実現のため以下の事項について、日本政府が国際社会をリードしていくよう求める。

記

- 1 即時停戦及び人質の解放。
- 2 深刻な人道上の危機に瀕しているガザ地区の封鎖を解除して、電気・水の供給、食料・医療品等の搬入の保証、軍事作戦を前提とした市民への移動強制の撤回。
- 3 現在進行中の事態の全局面において、人道・人権に関わる国際的規範が遵守されることが重要であり、占領地の住民の保護、占領地への入植の禁止等を定めた国際法の中東・パレスチナにおける遵守状況に関する客観的・歴史的検証。
- 4 対話と交渉を通じて諸問題を平和的・政治的に解決することを可能とする環境の整備。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

香 川 県 議 会